

令和7年度 第1回

根室市の国民健康保険事業の
運 営 に 関 す る 協 議 会
議 案

◎日 時 令和7年4月11日（金）
午後6時30分

◎場 所 根室市役所 3階 災害対策室

次 第

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 会長挨拶

4. 議 事

《諮問事項》

諮問第1号 国民健康保険税の課税限度額の改定について

《報告事項》

国民健康保険税の軽減判定所得の改定について

5. そ の 他

6. 閉 会

諮問事項 諮問第 1 号 国民健康保険税の課税限度額の改定について

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 1 1 9 号）が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日に施行されたことにより、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得基準額が改定されました。

1. 法定限度額の改定

課税限度額を106万円から109万円に引き上げる。

- ・基礎課税額（医療分）に係る課税限度額を65万円から66万円に1万円引き上げる。
- ・後期高齢者支援金等課税額（支援分）に係る課税限度額を24万円から26万円に2万円引き上げる。
- ・介護納付金分課税額（介護分）に係る課税限度額は改定なし。

区 分	改 定 前	改 定 後	改 定 額
基礎課税額（医療分）	65 万円	66 万円	1 万円
後期高齢者支援金等課税額（支援分）	24 万円	26 万円	2 万円
介護納付金分課税額（介護分）	17 万円	17 万円	改正なし
合 計	106 万円	109 万円	3 万円

2. 根室市の改定案（今回の諮問事項）

根室市では、これまで、課税限度額の引き上げに係る条例改正については、市中経済の影響等に鑑みて、1 年間の引き上げ据え置き期間を設定しており、令和 7 年 4 月 1 日より、令和 6 年 4 月 1 日施行の課税限度額となるよう条例改正をしたところであります。

今回の改正においても、例年同様に 1 年間の引き上げ据え置き措置を講じることについて、諮問機関である「国民健康保険事業の運営に関する協議会」へお諮りします。

区 分	令 和 8 年 度	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度
基礎課税額（医療分）	66 万円	65 万円	65 万円
後期高齢者支援金等課税額（支援分）	26 万円	24 万円	22 万円
介護納付金分課税額（介護分）	17 万円	17 万円	17 万円
合 計	109 万円	106 万円	104 万円

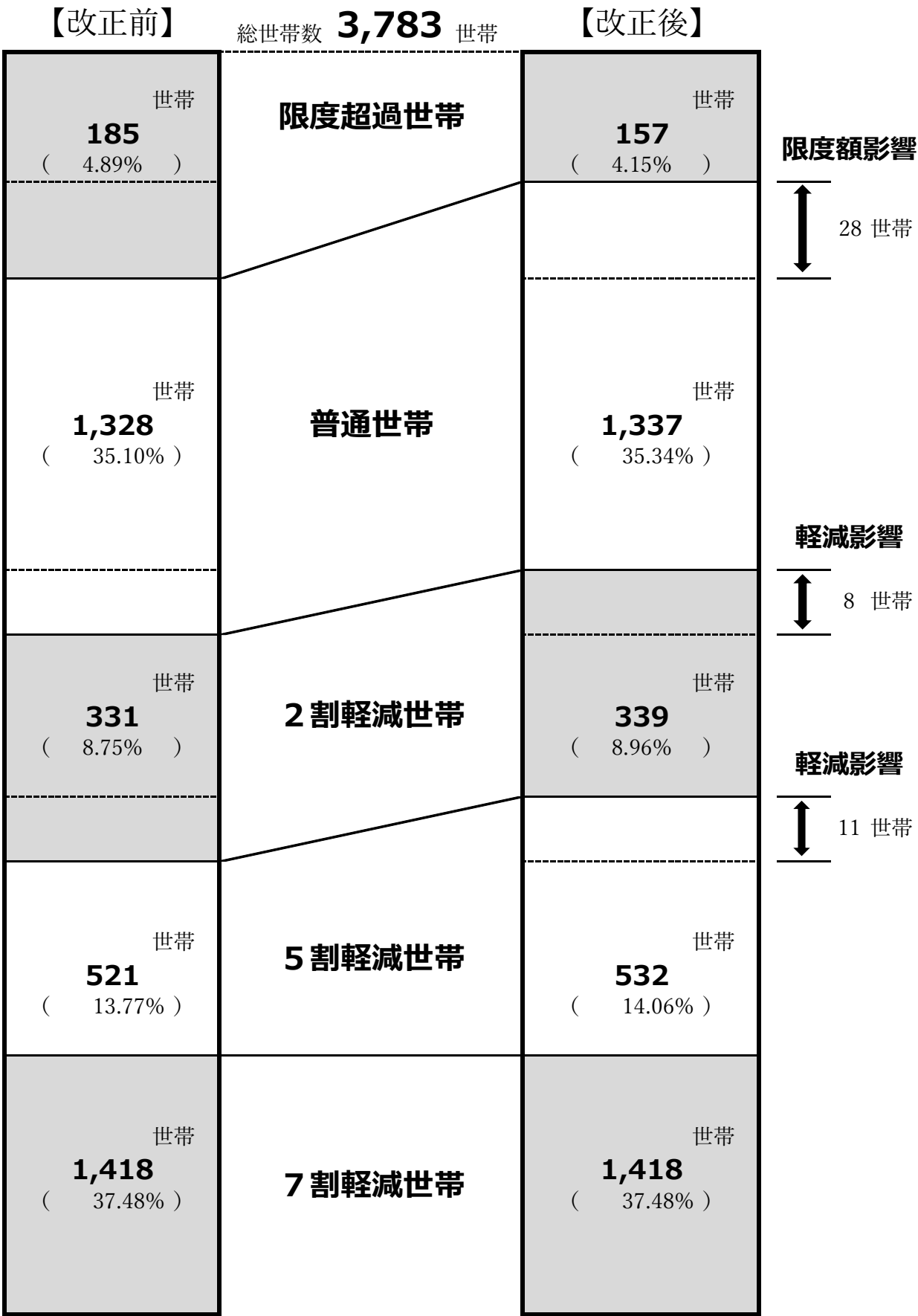
報告事項 国民健康保険税の軽減判定所得の改定について

3. 軽減判定所得基準額の改定

- ・ 5 割軽減対象世帯の被保険者 1 人あたりの軽減判定所得基準額を29万5千円から30万5千円に1万円引き上げる。
- ・ 2 割軽減対象世帯の被保険者 1 人あたりの軽減判定所得基準額を54万5千円から56万円に1万5千円引き上げる。

区 分	改 定 前	改 定 後	改 定 額
7 割軽減	43万円以下の世帯	43万円以下の世帯	
5 割軽減	43万円＋ (被保険者数× <u>29万5千円</u>)以下の世帯	43万円＋ (被保険者数× <u>30万5千円</u>)以下の世帯	1 万円
2 割軽減	43万円＋ (被保険者数× <u>54万5千円</u>)以下の世帯	43万円＋ (被保険者数× <u>56万円</u>)以下の世帯	1 万 5 千円

限度超過世帯・軽減対象世帯の推移



◎国民健康保険法

昭和三十三年十二月二十七日号外法律第百九十二号

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律に定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあってはこの法律に定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 第三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

◎国民健康保険法施行令

昭和三十三年政令第三百六十二号

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第三条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）

は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律「昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもって組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3 及び 4 略

（委員の任期）

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第五条 協議会に会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

根室市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則

昭和35年10月 1 日規則第19号

(目的)

第1条 この規則は、市の国民健康事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(協議会の任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項につき市長の諮問に応じて答申するものとする。

- (1) 国民健康保険税に関する事項
- (2) 保険給付に関する事項
- (3) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(協議会の招集)

第3条 会長は協議会を招集し、その議長となる。

(協議会の開催)

第4条 協議会は、市長から諮問があつたときは、その都度これを開き速やかに答申しなければならない。

- 2 協議会は、前条のほか会長において必要と認めたときは、いつでも招集することができる。
- 3 会長が協議会を招集しようとするときは、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所をあらかじめ市長に通知しなければならない。
- 4 協議会の審議状況は、その都度市長に報告しなければならない。

(協議会の議事)

第5条 協議会の議事は、委員の半数以上が出席しその過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係職員の出席及び資料の提出)

第6条 会長は、議事に関して必要があると認めるときは、市長又は関係職員に対し説明を求め若しくは資料の提出を求めることができる。

(書記)

第7条 協議会に書記を置く。

- 2 書記は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 書記は、会長の指揮をうけ庶務に従事する。

(協議会の議事録)

第8条 協議会の議事については、議事録を作成し議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長の指名する委員2人が署名しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月29日規則第9号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

根室市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿

【任期：令和6年4月1日～令和9年3月31日】

区 分	氏 名	住 所	備 考
第 1 号 委 員 被保険者代表	吉 田 久美子		再 任
	西 館 一		再 任
	酒 井 昌 子		再 任
	松 田 憲 一		再 任
第 2 号 委 員 保険医等代表	岡 田 優 二		再 任 (三郡医師会より推薦)
	江 村 晶 子		再 任 (三郡医師会より推薦)
	坂 巻 秀 敏		再 任 (歯学会より推薦)
	山 本 恒 巳		再 任 (薬剤師会より推薦)
第 3 号 委 員 公 益 代 表	金 濱 憲		再 任 (納税貯蓄組合連合会より推薦)
	齋 藤 信 子		再 任 (商工会議所より推薦)
	中 本 明		新 任 (町会連合会より推薦)
	長谷川 俊 輔		新 任 (社会福祉協議会より推薦)